

○議事日程 (平成三十年三月二十日第三日)

日程第一	議案第一号	諸般の報告	日程第十四	議案第十一号	養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第二	議案第二号	養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定について	日程第十五	議案第十二号	養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第三	議案第三号	養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定について	日程第十六	議案第十三号	養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第四	議案第四号	養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	日程第十七	議案第十四号	養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第五	議案第五号	養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十八	議案第十五号	養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第六	議案第六号	養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	日程第十九	議案第十六号	養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第七	議案第七号	正する条例について	日程第二十	議案第十七号	養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第八	議案第八号	養老町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について	日程第二十一	議案第十八号	養老町指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための
日程第九	議案第九号	養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			
日程第十	議案第十号	養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			

		効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			
日程第二十二	議案第十九号	養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	日程第三十二	議案第二十九号	平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第二十三	議案第二十号	養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	日程第三十三	議案第三十号	平成三十年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
日程第二十四	議案第二十一号	養老町下水道条例の一部を改正する条例について	日程第三十四	議案第三十一号	平成三十年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第二十五	議案第二十二号	養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	日程第三十五	議案第三十二号	平成三十年度養老町一般会計予算
日程第二十六	議案第二十三号	養老町火災予防条例の一部を改正する条例について	日程第三十六	議案第三十三号	平成三十年度養老町国民健康保険特別会計予算
日程第二十七	議案第二十四号	養老改元一三〇〇年事業基金条例の廃止について	日程第三十七	議案第三十四号	平成三十年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第二十八	議案第二十五号	養老町幼児教育審議会条例の廃止について	日程第三十八	議案第三十五号	平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第二十九	議案第二十六号	養老町商工業振興対策審議会条例の廃止について	日程第三十九	議案第三十六号	平成三十年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第三十	議案第二十七号	平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第六号)	日程第四十	議案第三十七号	平成三十年度養老町上水道事業会計予算
日程第三十一	議案第二十八号	平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)	日程第四十一	議案第三十八号	平成三十年度養老町公共下水道事業特別会計予算
			日程第四十二	議案第三十九号	平成三十年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
			日程第四十三	議案第四十号	平成三十年度養老町介護保険事業特別会計予算
			日程第四十四	議案第四十一号	平成三十年度養老町介護サービス

日程第四十五 議案第四十二号 ス事業特別会計予算
平成三十年度養老町後期高齢者
医療特別会計予算

日程第四十六 同意第 四号 副町長の選任同意について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 青山貞一

○欠席議員
なし

一 番 北倉義博
二 番 岩永義仁
三 番 長澤龍夫
四 番 大橋三男
五 番 三田正敏
六 番 吉田太郎
七 番 早崎百合子
八 番 野村永一
九 番 田中敏弘
十 番 松永民夫
十一番 林輝見
十二番 青山貞一
十三番 水谷久美子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	長谷川 悟
教育長	並河 清次
総務部長兼 総務課長	田中 信行
総務課長	田中 信行
企画政策課長	川地 憲元
総務部税務課長	古川 一夫
住民福祉部長兼 住民人権課長	高木 勉
住民福祉部長	高木 勉
健康福祉課長	高橋 正人
住民福祉部長	高橋 正人
子ども福祉部長	松岡 弘泰
住民福祉部長	松岡 弘泰
生活環境課長	木村 嘉志
産業建設部長兼 水道課長	桐山 一則
産業建設部参事	桐山 一則
産業建設部課長	高木 伸一
産業建設部課長	高木 伸一
産業建設部課長	前田 勝治
農林振興課長	伊藤 幸広
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	大倉 修
産業建設部長	大倉 修
建設課長	田中 一也
会計管理者兼 会計課長	田中 一也
教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤 昌子

教育委員会	久保寺 利明
生涯学習課長	
消 防 長	野 村 博 治
消 防 次 長	渡 辺 章 博
消防総務課主幹	廣 澤 幸 雄
消防予防課長	吉 田 英 之

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 嘉 但
議会事務局書記	國 枝 利 法

(開議時間 午前九時二十九分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成三十年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

傍聴席の皆さんも、御一緒をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行部においては、近藤消防次長が病氣療養のため欠席し、かわりに廣澤消防総務課主幹が出席しています。

それでは、ただいまから平成三十年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(青山貞一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 北倉義博君を指名します。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告をお願いします。

ここで、三月十九日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長(松永民夫君) おはようございます。

議会運営委員会の報告を行います。

去る三月十九日月曜日午前八時五十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、第一回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

まず、日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、議会初日に上程された議案の審議が終了後に日程第四十六、副町長の選任同意についてを議案として上程をし、審議することに決定をいたしました。

次に、審議方法につきましては、日程第四十六、副町長の選任同意については、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、人事案件につき討論を省略することとし、採決を行うことに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に各常任委員会及び予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第四、議案第一号 養老町

行財政改革推進審議会設置条例の制定についてから、日程第三十一、議案第二十八号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）までの二十八議案を一括議題といたします。

この二十八議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る三月七日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定四件、条例の一部改正十五件、条例の廃止二件、平成二十九年養老町一般会計及び特別会計補正予算二件の合計二十三件の議案についてで

あります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第一号 養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定についてに關しましては、一、第四条第二項の委員構成人数の想定はの問いに對して、学識経験者、各種団体の構成員、公募委員それぞれ四名を想定しているとの回答でした。

二、第三条の提言の尊重についての事後評価はの問いに對して、第二条第二号に基づき提言されたもので、行財政改革の柱を作成し、その進捗状況はこの審議会での調査及び審議いただき、必要があれば再度提言していただくとの回答でした。

次に、議案第二号 養老町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてに關しましては、一、第二条第四項のイの相当の期間の定義はの問いに對しては、国の基本方針に基づき三十日との回答でした。

二、調査の公表はうたわれていないが、どのように考えているかの問いに對して、学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会へ報告し、教育委員会は、首長及び県教育委員会へ報告する。首長が報告を受けて再調査実施を判断した場合は議会に報告する義務がある。被害児童及び保護者には調査内容を公表するが、一般への公表は法律上規定されていないとの回答でした。

三、この条例で定める三種の委員会の委員構成はの問いに對して、いじめ問題対策連絡協議会については、庁内関係部課長、学校及びこども園代表者、生徒指導等の学校関係者、PTA代表者、西濃子ども相談所、養老警察署等を想定している。いじめ防止等専門委員会及びいじめ問題再調査委員会については、弁護士、臨床心理士、大学教授等を想定しているが、兼務とならないようにする。いじめ問題再調査委員会はその都度組織するもので、規則

等で定める予定であるとの回答でした。

次に、議案第三号 養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定についての問いにしましては、一、配置される職員の有資格者状況と配置人数の問いに対しては、高田教室については、正職員であるサービス管理者の資格を有する職員一名、保育士の資格を有する指導員二名、臨時職員である指導員三名、飯田教室については、正職員であるサービス管理者一名、指導員が一名、臨時職員である指導員が四名との回答でした。

次に、議案第四号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてにしましては、一、第五条第二項に掲げる従業員数の定義の具体的な説明をの問いに対して、利用者が三十五名に対してケアマネジャーを一名配置する必要がある、具体的に言うと、三十五名までは一名、三十六名から七十名までは二名、七十一名から百五名までは三名となるとの回答でした。

次に、議案第五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてにしましては、一、代表監査委員の近隣市町との比較はの問いに対して、県下町村の平均月額報酬が、九千九百二十七円であり、近隣で一番高い町が安八町の月額一万六千円、一番低い町が輪之内町の月額七千五百円、県下平均月額報酬とほぼ同額であり、適正額であると考えるとの回答でした。

次に、議案第六号 養老町税条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第八号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第九号 養老町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十一号 養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十三号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてにしましては、一、低所得者層の軽減についてどのような措置を講じたのかの問いに対して、第一段階の倍率は〇・五であるが、国から〇から〇・〇五の範囲内で軽減することができると示されており、最高の軽減率を用いて、〇・四五として予算計上しているとの回答でした。

二、段階別の所得設定が養老町は九段階であるが、その段階をふやす議論はなかったのかの問いに対して、介護保険運営協議会の中で、段階をふやす議論はなかったとの回答でした。

三、介護保険基金や一般会計からの繰り入れも考慮して、保険料を算定していたかの問いに対して、介護保険基金の残高が八千三百六十九千円であり、全額準備基金に充て、年度繰り越し分は四千万を準備基金に充て算定をしているとの回答でした。

次に、議案第十五号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、一、三十八条十項を十一項に改めるとあるが、十項の扱いはの問いに対して、介護保険法施行令の項の繰り下げがあり、新たに十項が加えられたので、引用が十項から十一項になった。新たな十項は引用する項目ではないとの回答でした。

次に、議案第十六号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十七号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十八号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきましては、一、第七十八条第三項の身体的拘束について、医療的な見地からも拘束が必要なことがあるのかの問いに対して、身体拘束が認められるケースは、切迫性があるもの、代替性がないもの、一時的なもの、三パターンであり、医療措置が必要なきに、やむを得ず拘束をするケースが考えられるとの回答でした。

二、施設での虐待防止のため、町内介護施設で監視カメラを設置する議論はあるのかの問いに対して、プライバシーの問題であり、議論はなかなか進んでいない。国の動向を参考にしながら対応するとの回答でした。

次に、議案第二十二号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてにつきましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第二十三号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてにつきましては、一、平成三十一年四月一日施行であるが、関係規則はいつ提示されるのかの問いに対して、規則の改正作業を行っており、定まり次第早目に交付し、平成三十一年四月一日に施行するとの回答でした。

次に、議案第二十四号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の廃止についてにつきましては、一、町内外からの寄附者の人数と金額はの問いに対して、平成二十四年度から二十八年度において、町内の個人が二十九件、法人団体が三十五件、町外の個人が四件、法人団体が十三件、合計八十一件、三千二百五十一万九千七百七十円との回答でした。

次に、議案第二十五号 養老町幼児教育審議会条例の廃止についてにつきましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第二十七号 平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第六号）につきましては、総務民生委員会関連で、一、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業一千七百三十六万六千円減額の内訳はの問いに対して、経費節減し、アイデアを出しながら事業を行ってきた結果、養老改元一三〇〇年祭実行委員会への負担金が減額との回答でした。

二、船附こども園は四月からは町営かの問いに対して、町営である。工期が三月十六日であり、順調に進んでいるとの回答でした。

三、高度処理型合併処理浄化槽設置事業費が三千六百五十五万八千円減であるが、現状はの問いに対して、平成二十九年度当初

見込み百五十基に対して申請件数は七十八基であり、全て補助しているとの回答でした。

四、中学校校舎等施設整備事業補正により、中学校二校の空調整備を行うが、小学校の空調設備の今後の考え方はの問いに対して、平成三十年度当初予算に暖房設備が故障している笠郷小学校分を計上している。残り六校については、百五万台で、二億七千万ほどの概算になるが、平成三十一年度に予算計上するため、平成三十年度当初予算に設計費を計上しているとの回答でした。

次に、議案第二十八号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）に関しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定四件、条例の一部改正十五件、条例の廃止二件、平成二十九年養老町一般会計及び特別会計補正予算二件の合計二十三件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、議案第一号 養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定についてから議案第十三号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの十二議案と、議案第十五号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてから議案第二十八号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）までの十議案の計二十二議案については、全て挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての一議案については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（青山貞一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

た。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの審査の経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 吉田太郎君。

○産業建設委員長（吉田太郎君） 産業建設委員会から報告します。

去る三月七日、各委員並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正四件、条例の廃止一件、平成二十九年一般会計補正予算一件、合計六件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果についてを御報告いたします。

まず、議案第十二号 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに關しましては、一、コミュニティ・プラントの加入件数、滞納金額、不納欠損額はの問いに対して、加入件数は、一月調定額分で三百三十五件、滞納金額は本日現在で九十万三千六百四十四円、不納欠損額は二十三年度分で三件分、五千四十六円との回答でした。

なお、コミュニティ・プラント、公共下水道、農業集落排水それぞれ単独事業であり、経営状況も違うにもかかわらず同じ料金体制であるので、それぞれの料金を設定することについても今後検討してほしいとの要望がありました。

次に、議案第十九号 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、一、加入件数をふやすことも含め今後の方向性はの問いに対して、現在の加入件数は百二十五件であり、十件ほど未加入であるが、既に介護施設を取り込んでおり、全て接続すると施設の増強等が必要になってくるため、考慮して運営を進めていくとの回答でした。

次に、議案第二十号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、一、今後人口減少に対してどのぐらいの期間で見直しを考えているかの問いに対して、おおむね十年をめどに見直しを設定しているが、急激な人口減少があればその都度改定を考えているとの回答でした。

次に、議案第二十一号 養老町下水道条例の一部を改正する条例については、一、今後加入率を伸ばす手段等の考え方はの問いに対して、公共下水道が整備された区域については、毎年地域を絞って啓発活動を行い、接続率向上を図っているとの回答でした。

なお、接続率七〇%ぐらいでは非常に運営が厳しい状況であるため、加入の啓発、また加入に対する補助等を実施してでも接続率をふやしていくような努力をしていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第二十六号 養老町商工業振興対策審議会条例の廃止についてにつきましては、一、条例を廃止することにより、商工業振興がおくれないかとの問いに対して、商工業振興対策審議会は町の附属機関であり、町長が諮問することがなければ開催できないことに対し、昨年制定した養老町中小企業・小規模企業振興基本条例は、中小企業の振興を図ることを町の責務としており、この条例に基づきさらに幅広く商工業振興を図っているとの回答

でした。

次に、議案第二十七号 平成二十九年養老町一般会計補正予算（第六号）にしましては、産業建設委員会関連で、まず歳出としては、一、農林水産業費について大きな減額となった事業の詳細はの問いに対して、主に、元気な農業産地構造改革支援事業については、当初の予算において五件の機械補助を見込んでいたが、県に採択されたのが一件であったため、四件分を減。申請時に採択されない場合があることの了解も得ている。多面的機能支払交付事業については、資源向上支払交付金の長寿命化に対する県からの交付金の配分が、全市町村一律カットされたための減との回答でした。

二、建築物等耐震化促進事業が減額されるが実績はの問いに対して、事前相談を踏まえて木造住宅耐震補強工事補助等で六件見込んでいたが、実際には実施されなかったため減額。町への相談はあるので補助金事業は今後も進めていきたいとの回答でした。

次に、歳入としては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査を付託されました条例の改正四件、条例の廃止一件、平成二十九年一般会計補正予算一件、合計六件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（青山貞一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの経過及び結果に係る質疑といたします。

ます。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 一般会計の補正予算の関係で、議案第二十

七号の歳出の関係で三点について質疑したいと思います。

まず、款農林水産業費の農業振興費、元気な農業地域構造改革支援事業の中で、減額の七百八十一万七千円がございました。今、説明を受けましたが、対象者の具体的な氏名がわかりましたらどうなのかということと、それから予算計上の際には、きつちりと条件がクリアしてははずなんです、四件も不採択ということ、なことで、理由は何であったのかという議論がありましたかということ。

それから二点目といたしましては、同じく農林水産業費の土地改良費の関係で、多面的機能支交付金事業が、これも先ほど説明ございましたように、長寿命化関連事業が二二%事実カットというようなことで、大きな減額予算となりましたが、これは町内の団体二十三組織が取り組んでおるわけですが、この関係で事業推進に悪影響がなかったのか、その辺の議論はありましたか。お尋ねしたいと思います。

最後の三点目としましては、款七商工費の商工業振興費、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の減額三百八万三千円の関係ですが、これは主に肉まつり、それからグルメフェスタの二事業が減額となった理由によりとの説明は受けておりますが、この事業を開催した関係で、きのう、本会議の後の全協でいただいた行政側の一三〇〇年祭総括のほうの資料もございましたように、非常に課題が多かったということで、隠れた負の影響といえますか、

あの辺の養老公園内の土産物屋さん非常に交通渋滞によって、開店休業状態のような状況があったというようなことを、かなり私も直接聞いておりますが、その辺の、いわゆる観光協会側が非常に影響が多かったというようなことで、その辺の議論があったかどうかということ、三点について伺いたいと思います。

○議長（青山貞一君） 産業建設委員会委員長 吉田太郎君。

○産業建設委員長（吉田太郎君） ただいま、田中議員からの質問に対して、三点につきましても、質問、質疑はありませんでした。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各常任委員会委員長に対する質疑が終わりました。これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第四、議案第一号 養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第五、議案第二号 養老町いじめ問題対策連絡協議

会等設置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第六、議案第三号 養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第七、議案第四号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第八、議案第五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第九、議案第六号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十、議案第七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十一、議案第八号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十二、議案第九号 養老町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十三、議案第十号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十四、議案第十一号 養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十五、議案第十二号 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十六、議案第十三号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、議案第十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十八、議案第十五号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十九、議案第十六号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十、議案第十七号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、議案第十八号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十二、議案第十九号 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十三、議案第二十号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十四、議案第二十一号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第二十二号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十六、議案第二十三号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十七、議案第二十四号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十八、議案第二十五号 養老町幼児教育審議会条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十九、議案第二十六号 養老町商工業振興対策審議会条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十、議案第二十七号 平成二十九年養老町一般会計補正予算（第六号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十一、議案第二十八号 平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

再開は午前十時五十分といたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

傍聴者の皆さんは、四階大会議室にてお茶の用意をしておりますので御利用ください。

（午前十時三十六分 休憩）

（午前十時 五十分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き、再開をいたします。

○議長（青山貞一君） 続いて、日程第三十二、議案第二十九号

平成三十年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、日程第四十五、議案第四十二号 平成三十年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十四議案を一括議題といたします。

この十四議案は、予算特別委員会に付託し、審査されましたので、委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中敏弘君。

○予算特別委員長（田中敏弘君） 議長の命を受けましたので、予算特別委員会の報告をいたします。

去る三月八日、九日、十二日の三日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成三十年一般会計及び各特別会計等十一件の歳入歳出予算並びに特別会計の繰り入れ三件について審査いたしましたので、結果を報告いたします。

委員会では、各部署ごとに課長、係長等への質疑を行っていき、最後に町長を初め特別職や部長等への総括質疑と、各委員での討論、採決、報告協議を行いましたので、重立った審査内容について報告いたします。

最初に、議案第二十九号 平成三十年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、議案第三十一号 平成三十年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの三議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第三十二号 平成三十年養老町一般会計予算の主な論点は、次のとおりです。

総務費関係としては、一、（仮称）養老町まちづくりビジョン策定事業の内容はの問いに対しては、現在、第五次総合計画後期基本計画を進めているが、まちづくりを進める上で新たなビジョンが必要であり、それにかわる町のメインの骨格になる計画を予定している。基礎データの収集は職員が主で行い、分析やアドバイス等の専門的な業務を外部に委託する。平成三十年度は基礎調査を実施し、平成三十一年度、三十二年の三カ年をかけて本格的な計画を策定する。第五次総合計画を継承する形になる新しいビジョンを作成するという回答でありました。

なお、若者の意見も取り入れ生かしながら、町民みずからがビ

ジョンに参画している実感を得られるようなアンケートをお願いしたいとの要望がありました。

二、ネクスト一〇〇プロジェクト事業の内容はの問いに対しては、一過性で終わらないイベントをこれからも続けていく必要があり、養老改元フェスタと、まるごと肉まつり養老の二つを柱としている。養老改元一三〇〇年祭の評価検証を実施し、それに基づき実行委員会方式で事業内容を検討していくという回答でありました。

なお、参加団体が異なるので、それぞれのイベントごとに実行委員会を立ち上げていただきたいとの要望がありました。

三、地方バス路線維持事業の内訳はの問いに対しては、負担金として、海津線については、海津市庁舎行き三百十五万九千円、今尾行き三百七十九万三千円、合計六百九十五万二千円。自主運行バス大垣多良線については、時行き八百六万四千円、市民病院経由時行き六百九十六万四千円、牧田行き百九十一万六千円、蛇持行き七十五万五千円で、合計一千七百六十九万九千円という回答でありました。

四、固定資産税の前納報償金廃止に伴い、今までの前納者ほどのような対応になるのかとの問いに対しては、前納報償金はなくなるが、前納制度は継続する。広報、ホームページ等での周知や、送付する納付書にもお知らせを同封する。口座振替者が前納から期別に切りかえる場合は金融機関にて変更手続が必要という回答でありました。

なお、手続方法を町民に広く周知いただきたいとの要望がありました。

民生費関係としては、一、母子・父子家庭医療費の実績と所得要件はの問いに対しては、延べ人数で、母子家庭五千四百三十五

名、父子家庭三百九十八名の見込みで、対象人数は母子家庭が四百七十二名、父子家庭が三十七名。所得要件は児童扶養手当の制限額を準用しているという回答でありました。

二、めぐみ保育園改修工事の概要と国県からの補助メニューはの問いに対しては、平成三十一年度中に改修し、工事中も通常どおり保育を実施する。平成三十一年度から五歳児を受け入れる。国の補助金を活用し、町負担分は補助要綱に基づき予算計上した。今後も私立保育園・こども園を改修する場合は国の補助金を活用するという回答でありました。

三、耐震化していないこども園について今後の対応予定はの問いに対しては、(仮称)養北認定こども園については、新園舎の設計を現在進めている。こぼとこども園及び日吉こども園の北園舎については耐震化が進んでおらず、他の公共施設の耐震化も含め対応を検討するという回答でありました。

なお、喫緊の課題であり、平成三十一年度中にしっかり議論して次の予算で対応してほしいとの要望がありました。

衛生費関係としては、一、自殺対策計画策定の内容はの問いに対しては、自殺の原因や年代、メンタルヘルス等の実態調査をし、それを受けて現状と課題の整理分析を行う。教育分野、労働基準監督署、人権分野、民生委員、医療分野等で構成される自殺対策協議会を立ち上げ、アンケート調査や、子供が追い込まれたときにSOSを出せるような教育の実施、相談できる場をふやしていく対策等を整理し、自殺予防の観点で計画をまとめていくという回答でありました。

二、高度処理型合併浄化槽設置事業費について、今後の町単独補助についての方針はの問いに対しては、県汚水処理計画が発表されたことに伴い、町単独補助の見直しを検討し、十月ごろまで

に骨子をまとめたという回答でありました。

農林水産業費関係としては、一、元気な農業産地構造改革支援事業の要望団体数と内容の問いに対しては、要望団体が四件で、内容はコンバイン、田植え機、JAのカントリーエレベーター機具である。国へ申請するには、町で予算計上してあることが条件であり、必ずしも採択されるわけではないが、可能性のあるものを予算計上した。申請者には不採択の場合があることの了承も得ているという回答でありました。

二、土地改良区統合の今後の進め方はの問いに対しては、新年度に上多度東部や旧六ヶ村排水など四つの土地改良区の統合に向けて合併推進協議会を立ち上げる。今後も順次進めて、少しでも土地改良区の数を減らしていく方向で進めていくという回答でありました。

なお、土地改良区も本来なら全体一つにまとめるのが理想であり、いろいろ事情があるが、より一層の努力をお願いしたいとの要望がありました。

商工費関係としては、一、企業誘致推進事業の今後の進め方はの問いに対しては、関係課によるプロジェクトチームを立ち上げ、新たに誘致できる土地を確保し、その情報を発信していきたいという回答でありました。

なお、受け身ではなく売り込みに行くような企業誘致を行っていただきたい。町としては知名度が上がった今年がチャンスであり、県とも連携しながら進めてほしいとの要望がありました。

二、養老キャンプセンターについて、宣伝や予約方法等の見直しの考えはの問いに対しては、利用客はここ数年伸びており、リピーターも多い。予約だけならパソコン等で対応できるが、施設までの道順等わかりづらく、施設などの説明を直接電話で対応し

てもらうことによつて、安心して来ていただけている。当面は現行のままでもいく予定だが、利便性向上のため、予約方法については新たな方法を検討したいという回答でありました。

なお、人気のキャンプ場のサイトや最近のキャンプの傾向等も考慮して、今よりもよくすることを考えてほしいとの要望がありました。

土木費関係としては、一、橋梁長寿命化計画事業について、長大橋点検の対象橋梁はの問いに対しては、平成三十年度は養老新橋を含め十二橋の点検を実施する。駒野橋については、引き続き橋梁修繕を実施し、平成三十年度に完了する。補助金の状況によつては色目橋の補修を検討しているという回答でありました。

二、スマートインターチェンジ建設事業について、開通式典の開催日と内容及び予算措置はの問いに対しては、六月中に開通予定であり、詳細な日には養老サービスマーケットインター地区協議会の幹事会に諮って決定する。六百十二万六千円を計上し、具体的な内容は決定していないが、サービスマーケットの立地を生かして地元をPRできるような形を検討していくという回答でありました。

なお、地元の子供が参加できるような形にしてほしいとの要望がありました。

三、町営・改良住宅補修費が六二%増であるが今後の見通しはの問いに対しては、簡易的な修繕で対応しているが、老朽化が進み修繕箇所がふえている。今後維持できるかが問題であり、現在は具体的な年度計画はないが、中長期的な改修計画が必要であると認識しているという回答でありました。

消防費関係としては、一、常備消防費維持管理運営事業についての救命処置の資機材とは具体的に何か、救急出動件数はの問い

に対しては、救命士が行う特定行為の中の気道確保するためのチューブ、AEDのパッド、血糖測定ができるようになったことに伴うブドウ糖液の点滴等、救命士が行う処置が拡大してきたことによる医療器具で、その経費が増加している。昨年の救急出動件数は一千六百六十二件で、一千五百五十五名を搬送したという回答でありました。

二、消防団訓練事業については、鳶はしご事業の経費と今後の事業の考え方はの問いに対しては、主なものは、費用弁償として、半日当たり一千四百円掛ける四百二十人の計五十八万八千円を計上している。鳶はしご事業は消防団活動PR事業と捉え、各地区のお祭りやイベント、講習会等で披露し、啓発活動をお願いしたい。操法訓練の見直しも含め、鳶はしごの位置づけについても消防審議会で検討していくという回答でありました。

なお、過度な負担にならないよう、訓練回数や要員を配慮しながら実施してほしいとの要望がありました。

教育費関係としては、一、留守家庭児童教室事業について、利用者と教室の数の問いに対しては、平成二十九年度が百八十五名、平成三十年申込者が一年生六十名、二年生五十五名、三年生六十五名、四年生二十七名、計二百七名で全九教室。五・六年生の保護者からの利用要望はないが、地区懇談会等で要望があれば検討していくという回答でありました。

二、ICT教育について、タブレットを平成三十一年度まで新たに導入しないため、導入済みの学校との教育環境の格差が生じるがどう考えているのか。また洋式トイレ整備の考え方はの問いに対しては、空調整備、トイレの洋式化及びICT機器整備の大きな三事業の今後の展開を検討しており、まず空調を平成三十一年度までに全学校を整備し、その後にICT機器整備を進めてい

くことを考えている。トイレの洋式化は、全ての学校のフロアに一つは設置されている現状であり、予算を鑑みながら計画していくという回答でありました。

歳入としては、一、固定資産税二千三百万円減額の理由はの問いに対しては、新築数は例年に比べ微増であるが、それ以上に評価がえによる減額が大きいという回答でありました。

二、施設命名権の契約期間及び金額とその根拠はの問いに対しては、五年契約で年間百八万円。初めての取り組みであり、妥当な金額を百八万円と捉え、応募者から百八万円以下の提案があっても認める募集内容としたという回答でありました。

次に、議案第三十三号 平成三十年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のとおりです。一、広域化に伴い被保険者にとつての変更点はの問いに対しては、主に、高額療養費は四回目以降に限度額が下がるが、広域化によって県内の住所変更であれば下がった限度額で継続されることと、保険証が養老町と岐阜県が併記されることという回答でありました。

二、国民健康保険税の歳入減額見込みの積算根拠はの問いに対しては、平成三十年三月一日現在被保険者七千八百八十三人で、毎年後期高齢者へ三百人ほど移行し、異動分も鑑み対前年比九七・一八%で算定という回答でありました。

次に、議案第三十四号 平成三十年度養老町簡易水道特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第三十五号 平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第三十六号 平成三十年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は、次のとおりです。

一、対象件数と返済期限はいつまでかの問いに対しては、貸付

件数が五十八件で、返済期限は平成三十四年度までという回答でありました。

二、返済期限である平成三十四年度が終了した後の対応はの問いに對しては、滞納分を分納誓約し、平成三十四年度までに完納できない方がいるので、特別会計か一般会計に切りかえるかは今後検討していくという回答でありました。

次に、議案第三十七号 平成三十四年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は、次のとおりです。

一、第三配水区域管内洗浄業務の内容と期間及び区域内の管延長はの問いに對しては、管延長は約六十キロメートル。まず二カ月ほどをかけて仕切り弁の調査を行い、それに基づき全体を約二十四ブロックに分けて仕切り弁を開閉して、洗浄する区域を定め、ポンプ場から圧力をかけて管内の汚れを落とす作業を行う。洗浄作業は夜十時から朝五時までの夜間に実施し、事前に周知して迷惑がかからないように作業する。全て終了するまでに三カ月から四カ月ほどの予定という回答でありました。

次に、議案第三十八号 平成三十四年度養老町公共下水道事業特別会計予算の主な論点は、次のとおりです。

一、町の公共下水道区域内の水洗化率と町全体の水洗化率はの問いに對しては、区域内が平成三十年一月時点で六六・七三%、町全体では平成二十八年度末現在で四七・二四%という回答でありました。

次に、議案第三十九号 平成三十四年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の主な論点は、次のとおりです。

一、他会計繰入金が増の理由はの問いに對しては、維持管理費がふえているためという回答でありました。

二、料金改定に伴う増収見込みはの問いに對しては、平成三十

年度は十月請求分から料金改定を行うため、半年分で六十八万円で、平成三十一年度以降は年間おおむね百万円ほどという回答でありました。

次に、議案第四十号 平成三十四年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は、次のとおりです。

一、認知症予防タッチパネル活用状況はの問いに對しては、二十一会場で講座を開催し、延べ四百五十三名参加のうち二百六十三名がタッチパネルを利用した。内、さらに詳しいタッチパネルを使用したほうがよい方が五十二名で、実際受けた人が三十二名、その後、精密検査要受診者が十二名、経過観察者が十三名。一次検査に抵抗がある人も見えるが、保健師が訪問し、説明して検査を受けてもらっている。今後は受け皿として認知症予防教室を進めていくという回答でありました。

二、在宅医療・介護連携推進事業が増額であるが、事業内容はの問いに對しては、医療分野、介護分野の情報の橋渡し役を目的として、在宅医療介護連携支援コーディネーターを設置する。ケアマネジャーや医療関係者等、多職種の相談・調整を行う業務として、養老郡医師会へ委託するという回答でありました。

次に、議案第四十一号 平成三十四年度養老町介護サービス事業特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第四十二号 平成三十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、総括質疑の主な論点は、次のとおりです。

一、高額な不納欠損や滞納整理をする場合は、当事者に会って直接相談をし、状況を確認してから処理するべきと考えるが、見解はの問いに對して、事情を話し合えば解決の糸口が見えることもあるという意見も踏まえ、どのような方法が徴収推進につながる

るか、手法について今後検討したいという回答でした。

二、日独交流事業について、当事者以外の町民への還元性が非常に低いように感じるが、今後のあり方について、発展的な国際交流のあり方を模索する必要があると思うが見解はの問いに対して、現状の文化交流とスポーツ交流だけでなく、福祉に関する交流や、中学生など子供達の交流が実施できるよう今後検討していきたいという回答でした。

三、中学校の部活動について、先生の負担増や指導者不足等の問題を踏まえて今後の考え方はの問いに対して、現在、町の部活動支援員制度を活用して各中学校に部活動支援員を配置し、生徒指導上の問題が発生しないような体制の中で指導していただいている。新しい国の支援員制度を活用すると共に、人材不足の問題もあるが、支援員にふさわしい方をさらに配置して先生の負担軽減を図りたいという回答でした。

以上、審査に付された平成三十年度一般会計及び各特別会計等の十一件の歳入歳出予算並びに特別会計の繰り入れ三件についての議案については、このような質疑、討論を経て採決の結果、全ての挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外の議員からの審査経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これより、順次、討論及び採決を行います。

まず日程第三十二、議案第二十九号 平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十三、議案第三十号 平成三十年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十四、議案第三十一号 平成三十年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十五、議案第三十二号 平成三十年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十六、議案第三十三号 平成三十年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十七、議案第三十四号 平成三十年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十八、議案第三十五号 平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十九、議案第三十六号 平成三十年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十、議案第三十七号 平成三十年度養老町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十一、議案第三十八号 平成三十年度養老町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十二、議案第三十九号 平成三十年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十三、議案第四十号 平成三十年度養老町介護
保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十四、議案第四十一号 平成三十年度養老町介
護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十五、議案第四十二号 平成三十年度養老町後
期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第四十六、同意第四号 副町長

の選任同意についてを議題とします。

なお、本案は、提案理由の説明後、質疑を行い、同意の人事案
件につき、討論を省略することとし、採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第四号 副

町長の選任同意について説明をさせていただきます。

現在の副町長 長谷川悟氏が、平成三十年三月三十一日をもつ
て退任されることに伴い、その後任の副町長として、現調整監の
養老町宇田二百九十五番地、柏渕裕昭氏を選任したいので、地方
自治法第六十二条の規定により議会の同意を求めるところでござ
います。

以上で、同意第四号 副町長の選任同意についての提案説明と
させていただきます。十分な御審議を賜りますよう、よろしくお
願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今、提案のあった柏渕氏は、この直近の二

年間は調整監としてお世話になったわけですが、町長から見て、この間の実績、評価というのは、どのように見ておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 部長時代から調整能力は非常に持っておられる方でございます。そういった意味では、庁内のまとめ役としてよく仕事をしていただけたと思いますし、特に今年度行いました養老改元一三〇〇年祭においても、非常に調整監として主導的な立場で仕事をしっかりしていただいたというふうに評価をいたしております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二〇一六年、平成二十八年四月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が全面施行となりました。第四次の基本計画では、政策、方針、決定過程への女性の参画拡大として、二〇二〇年までに指導的地位に女性が占める割合三〇％の目標を国家公務員の課長級で七％、都道府県職員の課長級で一五％へと引き下げましたけれども、養老町も率先して女性の登用を進めていただきたいと考えるわけでございます。

四月一日から四年間、美濃加茂市が県の統計課長の高橋洋子氏、五十五歳を起用する方針を固めたと三月十七日の中日新聞が報道

いたしました。

今年度、平成二十九年度に中央公民館で地方創生拠点整備交付金を使いまして、養老町次世代育成支援女性活躍推進拠点創立案に基づき改修が行われ、新年度においても地域女性活躍推進補助金の交付金もあり、女性のセミナーの数回の開催をしていくというふうな予算が決定されました。

町長は、副町長への女性登用の方針のお考えはありませんでしたか。一点目。

二点目は、柏渕裕昭氏の任期四年間、平成三十年四月一日から平成三十四年三月三十一日までに、何を期待されているのか、具体的に答えください。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 女性登用につきましては、考えなかったわけではございませんけれども、私の頭に浮かぶとか、私と一緒にやっていこうという、そういった方を見つけることはできなかったということでございます。

それから、柏渕氏とですけども、私、就任当時より課長として、当時は税務課長であったと思いますけれども、よく存じておりますし、これからの一三〇〇年の終わってのまちづくりのビジョンを彼と一緒に組んでいきたい。といいますのは、産業建設部長であったときから、もう一度養老町の全体像として考えていきたいというようなことを話し合っておりましたので、そういった意味では、新しいというか、一三〇〇年が終わった後のまちづくりを一緒につくっていきたいと考えております。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 長谷川副町長就任以来、斎苑の裁判について一生懸命やっていたきました。特に民事裁判においては、書類の作成から裁判全般についてやっていたら、一番は全面勝訴ということになりましたが、被告側が控訴いたしましたので、二番で争うことに現在なっておりますと思っておりますが、この裁判について副町長が担当されておりましたので、今後どのような裁判に對して対処していくのか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 引き続き、顧問弁護士との先生と行くのは当然のことでありませけれども、他にも町には総務部長等しつかりと対処できる人材もおりますので、顧問弁護士の先生と一緒になつて対処していきたいと考えております。

また、他にそういった仰ぐところがあれば、そういうところにも相談をかけながら戦うということになると思えますけれども、していききたいと思っております。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、同意第四号 副町長の選任同意についての採決を行います。

この採決は挙手により行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 表決は、無記名の投票で求めたいと思いません。

○議長（青山貞一君） ほかに、賛同者はいますか。

〔「賛成」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 私も投票でしたいと思います。賛成です。よろしく。

○議長（青山貞一君） ただいまの議長の宣告に對し、二名から異議があり、無記名投票の要求がありますので、養老町議会会議規則第八十二条第一項の規定により、無記名投票で採決をいたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（青山貞一君） ただいまの出席議員数は十二人です。

次に、立会人を指名します。

養老町議会会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に一番 北倉義博君、二番 岩永義仁君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 投票用紙ですが、どういう方法で書くのでしょうか。マル・バツとか書き方があるかと思われませんが、お教えください。

○議長（青山貞一君） 念のため申し上げます。本案に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載を願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（青山貞一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（青山貞一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。
一番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（青山貞一君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。
開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（青山貞一君） 投票の結果を報告します。

投票総数十二票、有効投票十二票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、賛成が八票、反対が四票です。
以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第四号 副町長の選任同意については、原案
のとおり可決されました。

以上で、本案の審議は終了しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（青山貞一君） これをもちまして、本日の議会日程にあり

ます議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、
議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これ
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事
務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をい
たしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

この第一回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関す
る全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も
議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第一回定例会の審議内容を報告する機
関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究につい
て、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしま
した。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、
議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思いま
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成三十年第一回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前十一時五十二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成三十年三月二十日

議長 青山貞一

議員 水谷久美子

議員 北倉義博